

江別市営墓地工事遵守事項

江別市営墓地内での墓碑建立等各種工事にあたっては、本遵守事項を留意の上施工をお願いいたします。

本遵守事項に違反した場合や、墓苑内で営業行為（チラシ配布等）を行った場合は、今後江別市営墓地での施工を認めない場合がありますのでご注意ください。

<届出関係>

- 墓所工事実施時は事前に市へ届け出ること。（墓誌彫刻等軽微なものを除く）
- 墓所工事の届出については、現地確認を行う関係上、融雪後(概ね4月上旬)から積雪前(概ね12月上旬)までに行うこと。
- 墓所工事施工届は着工5日前までに、墓所使用許可証(使用者所持)及び図面を添付し、江別市役所市民生活課へ提出すること。(撤去工事の場合は墓所使用許可書・図面不要)
- 工事開始の初日には必ず墓所工事開始及び入苑届を葬斎場に提出すること。
(開場:9:00~17:00 野幌・美原の両共同墓地における施工については入苑届の提出不要)
- 工事完了後すみやかに、市民生活課もしくは葬斎場に工事竣工届を提出すること(メール可)。
竣工届には工事写真(施工前、掘削状況、竣工墓碑前景、建立者名部分)を添付すること。
提出後、市担当者が工事の施工状況を確認し、使用者へ墓所使用許可書を送付します。
- 旧墓地(甲区、乙区、東1・3・4区)では、施工面積・位置を確定させるため、市担当者が現地立会いの上施工前確認を行うため、確認完了後に施工してください。
- 届出内容が変更となる場合は、必ず事前に市へ連絡してください。

<工事関係>

- 西6区2~6番地の新規募集した区画及び14番地、西7区13番地、西8区19番地は、墓参者の妨げになるため日曜・祝日の工事(工事完了後の清掃等を含む)を禁止します。
- 基礎施工時は600mm以上掘削し、隣地撤去時の支障とならないよう施工を行うこと。
- 工期中は、工事完了まで墓所に工事表示看板を設置すること。
- 許可区画面積内で区画を逸脱しないよう施工を行うこと。位置や寸法に対して不明点がある場合は、市担当者立会確認後施工を行うこと。
(墓所面積に過不足がある場合でも、苑路や他墓所に逸脱した建立は許可しません。)
- 墓所の前面については、基礎を含めて苑路に飛び出すことがないように施工すること。
- 墓碑等は、原則一墓所につき一基の建立のみ許可し、高さは地上から3m以内とする。周囲の設備は、石・コンクリート・生垣等で、高さは基礎から80cm以内のものとする。
- 樹木植栽時は高さに留意し、枝葉等が隣地・苑路等に飛び出さないよう管理できるものとする。
- 墓碑新設時には、使用権者名を刻字すること(連名可・移転の際は不要)

- 資材積み下ろし・施工時は周囲の安全に十分注意して工事を行うこと。他の車両・墓石・墓地内の構造物に対し事故があった場合は、速やかに市民生活課市民活動係へ届け出ること。
- 施工地付近の墓所について、粉塵や泥等が飛散しないように注意して工事を行うこと。また、飛散した場合は自己の責任において清掃を行うこと。
- 墓所工事車両については、ミニショベル等(全幅 1m以内)のみ使用を認めます。
なお、苑路を通行する場合はコンパネ等を敷き、芝生等の破損に注意してください。
(旧墓地においては、一部苑路が確保されている箇所については 2t車以下の車両通行を許可しますが、苑路及び墓碑等に不都合が生じた場合は禁止します)
- 生コンクリートの投棄、雨水枡への流し込み、苑内の水道使用、用具の洗浄は禁止します。
- 工事資材等は作業終了毎に日々必ず持ち帰り、苑路等に放置しないこと。
- 工事に伴い発生した廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理を行うこと。
- 盆・彼岸時期は、混雑防止の観点から工事制限期間を設けるため、工期に留意すること。
- その他、不明点が発生した場合は必ず市民生活課市民活動係へ連絡の上施工すること。

<墓碑等撤去工事関係>

- 「工事関係」の内容を遵守した上で、下記事項について特に留意すること。
- 苑路部分も含め、使用者が設置した墓碑・基礎等や埋蔵物、砂利等を全て撤去すること。
- 撤去に伴い発生した、コンクリート殻、玉石等の部材は取り除くこと。なお、工事完了後に市担当者が不適と判断した時は、是正を命ずる場合があります。
- 撤去後の墓所は、苑路と同等の高さとなるまで黒土または火山灰で埋戻すこと。
- 墓石及び基礎を撤去したことで、隣地の基礎（玉石・碎石等）が露出する、あるいは空洞が生じた場合は、撤去面の崩壊を防ぎ、美観を損ねないように、埋戻し後に露出する部分についてモルタル等で補修を行うこと。

◎工事届出書類関係(市民生活課、葬斎場)

届出書類	書類提出日	提出先	備考
工事施工届	施工 5 日前まで	市民生活課	墓所使用許可書添付
工事開始、入苑届	施工当日	葬斎場	施工初日のみ
竣工届	工事竣工時	葬斎場 or 市民生活課	工事写真添付

- 必要な場合は、施工業者ならびに墓所使用者に施工状況の改善を依頼することがあります。
- 苑路は共用の通路であり、墓所使用者に許可している敷地ではないため、墓所の入り口にコンクリート等の平板を固定した場合は撤去を依頼します。

【連絡先】市民生活課市民活動係 住所:江別市高砂町 6 番地
Tel: 011-381-1094(直通) Mail: shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp
【江別市葬斎場】Tel: 011-382-2449

葬斎場へ提出

墓所工事開始及び入苑届

提出月日 年 月 日
工事開始日 年 月 日
承認番号 — 号 墓所使用者氏名 _____
工事墓所番号 区 番地(通) 号

江別市やすらぎ苑内の墓所工事を、下記のとおり開始しますので届出します。

工事にあたっては注意事項を遵守し、また墓参者及び他の墓所に十分注意を払い工事を実施します。

竣工確認において、竣工内容に問題があると認めた場合は指示に従い改善します。

また、墓所が間違っていた場合は直ちに原形に復します。

◎ 使用する重機を○で囲む(全幅は1m以内とする。)

- ・ミニショベル ・カートクレーン ・ジャガー ・その他()

施工業者名

電話番号 — —

工事責任者

Table with 3 columns: 受付, 処理, 確認. Row 1: 年 月 日